

予算特別委員会会議録 (5)			
日 時	平成 11 年 7 月 6 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、佐野副委員長、大竹・松本 (光) ・中村・松本 (聖) ・中島・見楚谷・佐久間・武井・北野・秋山 各委員		
説 明 員	総務・財政・市民・福祉・環境 各部長、樽病事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に大竹・中島両委員を指名。付託案件を一括議題とし、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

○ 松本(聖)委員

介護保険について

介護認定にあたり、調査対象予定者数(在宅・施設別)と、当初の調査期間を示せ。

○ 介護保険課長

10月1日から調査を開始し、認定は概ね11月から翌3月までと考えている。対象者は4,400人(在宅3,200人・施設入所者1,200人)と見込んでいる。

○ 松本(聖)委員

調査期間はどの程度かけるのか。

○ 介護保険課長

10月1日に開始し、翌3月までと予定している。

○ 松本(聖)委員

施設入所者については、各施設の職員が実際の調査に当たるが、在宅申請者の調査に当たる調査員は何名を予定しているのか。

○ 介護保険課長

期間から割り出して、12～13人を予定している。

○ 松本(聖)委員

1人当たり300人程度を担当することになるが、調査員になるには資格が必要か。

○ 介護保険課長

調査は委託を考慮しており、国の考え方では、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)の指定を受けた業者に委託でき、実際の調査に当たる人は介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を有する者でなければならない。

○ 松本(聖)委員

市職員が調査する場合でもケアマネジャーの資格は必要か。

○ 介護保険課長

必要ない。

○ 松本(聖)委員

12～13人の内、業者に委託するのは何名か。

○ 介護保険課長

全員を委託でと考えている。

○ 松本(聖)委員

認定審査に当たり、入院中の申請者はその病院の医師に、また在宅の申請者においては基本的にかかりつけ医に意見書を求めることとなっている。仮に、かかりつけ医がいない場合は、市が紹介することになっていると思うがどうか。

○ 介護保険課長

市が指定する医師あるいは市職員である医師のいずれかに依頼すると定められている。

○ 松本(聖)委員

佐野議員の代表質問に対して、市長は「訪問調査を委託するに当たっては、普段から高齢者の支援に当たっている者が行うほうが、より適切な調査が期待できると判断し、在宅介護支援センターの運営事業を委託している法人等に委託したほうが良い。」また、「関係法人に対し、居宅介護支援事業者として知事の指定を受けるよう要請している。」と答弁している。これでは、調査業務の委託先と将来実際の介護業務を委託するところが重複するのではないか。

○介護保険課長

訪問調査は市の事務なので市が委託することになるが、現在介護支援センターの運営事業を委託している法人を中心に依頼することになる。また、居宅介護支援事業者については、国の定める人員や運営等の基準を踏まえ各法人が自らの判断で申請することになる。

したがって、重複するかどうかは一概には言えないが、大勢を見るとほぼケアプランの作成のみで終わることは少ないだろうとの見通しを持っている。

○松本(聖)委員

限られた業者の数から考えると、調査し、ケアプランを作成し、実際に介護業務を引き受けるまでが全く同じ法人である可能性が極めて高い。居宅介護支援事業者の指定を受けるよう市長が要請している法人は何社か。

○介護保険課長

現在在宅介護支援センターの運営事業を委託している4カ所、今議会に提案した今秋から開設予定の1カ所、一部訪問看護を行っている1カ所、そのほか、民間法人で市内1カ所、市外1カ所である。

○松本(聖)委員

それら以外に市内で指定を受けたい旨表明している法人はあるか。

○介護保険課長

代表者がぜひともやりたいと表明したところはある。

○松本(聖)委員

それは何社程度か。また、市外から進出予定の業者がいるか把握しているか。

○介護保険課長

知りうる範囲で依頼したが、具体的に進出したいと聞いたのは極めて少ない。

○松本(聖)委員

認定が予想される介護量に比べ、実際のサービス提供量を十分確保できるのか。

○介護保険課長

全般的な必要量に対する供給量については、国の概算要求に合わせて試算中である。

○松本(聖)委員

大幅な供給量不足が予想される。その対策については、高齢化率の高い小樽だから、国に先行していかなければ手遅れになるのでぜひ努力してほしい。

実際、申請者は登録業者の中から自由に選択するが、サービス開始当初は業者の善し悪しを判断する情報をほとんど持たないので、勢い調査に訪れた業者に介護を依頼する例が多くなる。すなわち悪く認定すればするほど業者が儲かる構図が成り立つのではないか。

それが保険の運用を圧迫して将来保険料の上昇につながるのではないか。市は委託業者の調査員に対する研修により調査の公平性を確保するというが、本当にそれで可能なのか。

全過程を同一業者が担当する可能性がある以上、そこに何らかの恣意が入り込む余地はある。また、それは日頃家族ぐるみで診ている医師の意見書についても言えることである。

介護する家族をおもんばかりのあまりに、より重度の意見を述べる懸念がある。さらに、調査書や意見書が作為的で

あっても、認定審査会としても書面上から判断するしかない。

ある医師は「同僚の書いた意見書に文句を言える医者はまずいない。ましてや診ていない患者のことをわかるわけがなく、その文書を信用する以外にない」と言う。こうして認定審査会も機械的にならざるを得ないのに、それでも公正性を確保できると考えるのか。

○介護保険課長

調査員に対して研修を行い、また、委託に先立ち、不正行為があれば契約を取り消す旨の条項を盛り込みながら、ご指摘のようなことのないように要請していく。場合によっては、別の委託業者に再調査させるという方法も考えられると思う。また、医師の心情という面はわかるが、認定を重くすると本人負担が増えることにもなる。また、今回の認定の仕組みでは、そうした流動的な部分をできるだけ省いて全国的に公平を期するという点から85項目の調査に従い、コンピュータで1次判定をすることになっている。また、審査会も医師だけでなく保健婦や看護婦、福祉関係者も含めた合議により、要介護度について十分精査するという二重構造になっており、作為の入り込む余地は考えにくい。また、居宅介護支援事業者に委託したとしても、虚偽の報告等があれば指定を取り消すとの強い態度で臨むので、歯止めになると考える。

○松本(聖)委員

身体の状態というのは○か×かといった単純なものではない。例えば「手が動かない」ことひとつとっても、全く動かないのか、少しなら動くのか、ゆっくりなら動くのかという相当微妙な範囲の問題である。それを「程度が違う」と言えても、「虚偽だ」とするのは難しい。また、再審査により是正するというが、民間業者がやるなら同じことの繰り返しになるし、一旦甘く認定された者から再審査でサービスを取り上げるのは非常に反発を買う。それよりも、極力恣意の入り込む余地を排除し、新しい制度について市民の理解・協力を得ながら進めていかなければならない。にもかかわらず、反発を買うようなことになれば、保険料の徴収・運用にも影響が出るのではないかと危惧される。

調査委託費は1件当たりいくらと予定しているか。

○介護保険課長

在宅は3,000円、施設は2,000円として予算計上している。

○松本(聖)委員

不公正な調査のおそれがある以上、利害関係のない人が調査に当たるべきである。そこで、障害者や高齢者の身体状況をよく知っている業種、例えば看護婦に調査員を委嘱してはどうか。現在様々な事情で働いていない「潜在」看護婦にとっても、その豊富な知識と経験を社会に役立ててもらい、ひいては医療現場復帰の足掛かりともなる。1件当たり3,000円と報酬を計算して、短期間嘱託職員として雇用契約を締結することは可能か。

○総務部長

嘱託としての発令は可能であるとする。

○松本(聖)委員

行革の面からは極力スリム化を図るべきだが、調査・審査業務は事業の基本であり、行政本体で行うべきと思うがどうか。

○介護保険課長

手法の一つとしては考えられるが、あくまでも委託をしていきたい。

○松本(聖)委員

業者に委託するメリットは何か。

○介護保険課長

一番大きいのは機動性である。特に在宅は、相手の都合に柔軟に対応できると思う。

○松本(聖)委員

1 件当たりいくらで契約できるのだから、潜在看護婦に委嘱しても自由なタイムテーブルで訪問できるのではないか。

○介護保険課長

市嘱託職員となると、勤務体制・勤務時間が問題になり、民間同様の機動性確保のためには、勤務時間をずらす等の工夫をしなければ民間並みの件数をこなしていけない。また民間ならばマイカー等の利用により移動時間を短縮できるという合理性があると思う。

○松本(聖)委員

調査員 1 人は 1 日何件訪問すればよいのか。

○介護保険課長

1 日あたり 3 件として予算計上している。

○松本(聖)委員

路線バスは市内をくまなく運行しており、バスを利用すれば十分まわれる。車がなければ機動性が確保できないというのはおかしいのではないか。

○介護保険課長

夜間に訪問しなければならない場合もあり、車の方が比較的効率的に移動できる。

○松本(聖)委員

バスは 10 時頃まで運行している。しかも申請者は高齢者であり、その頃に訪問を望む人はほとんど考えられない。よって機動性は理由にならない。介護保険は新しい制度で、運用の実態を誰も正確には予想できないが、スタート後に失敗に気づいて対処するのは行政の仕事としては難しいと思うので、予測されるリスクを少しでも避け、市民の立場に立って理解・協力を得られるようにさらなる検討をしてほしい。

○大竹委員

ゴミ問題について

平成 9 年に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上という点から、第 8 条の 4 により、最終処分場の設置者は維持管理状況を記録し、一定の要件に従い閲覧させなければならないが、これはどのような形式で記録されているのか。

○廃棄物処理場長

閲覧簿として毎月のごみの処理・排出状況を記録している。

○大竹委員

記録簿として備え付けているということか。

○廃棄物処理場長

そのとおりである。

○大竹委員

どこで閲覧できるようにしているのか。

○廃棄物処理場長

処理場と環境部管理課の 2 カ所で閲覧できるようになっている。

○大竹委員

同法第 8 条の 5 では、適正な維持管理を図るための費用の積立てを定めているが、現在の積立状況と原資について示せ。

○ (環境)管理課長

単年度会計なので、必要年度に必要な額を予算化して執行しているが、法律の趣旨は、民間業者が処分場を經營した場合、それまでの収集の料金からそれからの維持管理経費をはじき出して料金に加算して一定額を積立てるとの方向性を打ち出したものである。

○ 環境部長

ご質問の部分は基本的には民間経営によるもので、それを積立てていく機関もある。

○ 大竹委員

行政が運営している施設は、その都度費用を予算化するから積立ては不要となる。

現在 1 年間に埋め立てられているゴミの総量はどのくらいあるか。

○ 廃棄物処理場長

平成 10 年度で 9 万 8,000 トンになる。

○ 大竹委員

桃内の処分場は来年から稼働するが、このペースでは何年で満杯になるのか。

○ (環境)三好主幹

容量が 70 万トンの予定なので、このままでは単純計算で 7 年ということになる。

○ 大竹委員

当初計画では何年間もつことになっていたのか。

○ (環境)三好主幹

平成 12 年から 20 年までである。

○ 環境部長

第 1 期が平成 12 年度から 20 年度まで、第 2 期が 21 年度から 26 年度までとなっている。現在進めている工事は第 1 期のみである。

○ 大竹委員

70 万トンは、1 期・2 期合わせた総量ではないのか。

○ 環境部長

1 期・2 期合わせ 15 年間で全体の埋立量が 86 万トンのうち、ゴミが 66 万トン、覆土が 20 万トンであったと思う。

○ 大竹委員

66 万トンと 70 万トンでは数字が合わないのではないか。

○ 環境部長

66 万トンを概ね 70 万トンと言ったものと思う。

○ 大竹委員

先程の説明は、12 年度から 20 年度までを 70 万トンと説明したのか。

○ (環境)管理課長

20 年度までに 55 万トン、26 年度までに 65 万トンとおさえている。

○ 大竹委員

結局何年もつのか。

○ (環境)管理課長

基本計画の中では、ゴミの資源化や焼却場の建設を行うことにより、平成 26 年度までに 65 万トンの処理が可能と予測している。

○大竹委員

それで計算が合うのか。説明が変わってきているのではないか。

○環境部長

平成 8 年 3 月の一般廃棄物処理基本計画策定当時の年間ゴミ排出量 8 万トンを基に、平成 15 年からリサイクルプラザが稼働し、平成 18 年度から新しい中間処理施設が稼働すると計画したが、現在の年間ゴミ排出量は 1 万～1 万 5,000 トン増えている。一方、計画では焼却場で 2 万トン処理の予定だったが、その後のダイオキシン規制の関係で燃焼規制を加えたため、10 年度実績で 1 万 1,000 トン程度に落ち込んでいる。したがって、実質的に年間 2 万 5,000 トン程度計画に狂いが生じている。

○大竹委員

当初予定より 2 万 5,000 トン増えているということだ。しかし、増やさない努力をすることが責務である。桃内処理場建設にあたって、ゴミを減らす努力をすると住民に約束している。現状のままでは、行政としての努力不足ではないのか。

○(環境)管理課長

家庭系ゴミは計画に沿って減少傾向にあるが、増えているのは事業系廃棄物と産業廃棄物であり、その方面への手立てが必要と考えている。

○大竹委員

最終処分場では事業系一般廃棄物に対する埋立処分手数料を徴収していないのか。

○(環境)管理課長

徴収していない。

○大竹委員

徴収していくことがゴミ減量の手立ての 1 つとなる。3 年以上前から、そうした提言について取り組んできたと思うがどうか。

○(環境)管理課長

確かに、事業系廃棄物の埋立処分手数料の新設について新行革大綱実施計画の中でも、平成 11 年度に方針を定めるとして環境部で検討してきており、原価や費用等の計数的な部分の整理はほぼ完了している。

○大竹委員

平成 12 年度から徴収するということか。

○環境部長

事業系ゴミの有料化については、行革の一環としては継続しているが、極めて政策的な要素を含んでおり、経済情勢の芳しくない現状で事業者に新たな経費負担を求めることについては微妙な判断が必要となる。したがって、実施の可否を含めて秋口には方向性を見いだしたい。

○大竹委員

政治的配慮も分かるが、現状のまま埋立てていけば年間 7～8 億円かかる計算になる。

これはすべて税金である。事業系一般廃棄物の処理責任者は排出者であると法律で定められているのだから、その責任をきちんと果たしてもらい、巨額を投じた施設を少しでも延命させていかなければ、市民負担が増えるだけではないのか。

○環境部長

全国都市清掃会議の調査結果によると、有料化による減量効果は 3 年ほどしかなく、また元に戻るとのデータもある。有料化のみにより即長期的な減量に結び付くとは必ずしも言えず、埋立量を減らすには、他の方法も模索していかなければならないと思う。

○大竹委員

札幌市における処分費用はどの程度か。

○(環境)管理課長

1 トン当たり 2 万円程度と記憶している。

○大竹委員

それは運搬料も含んでいるのか。

○(環境)三好主幹

処分料だけでは 1 トン 9 , 0 0 0 円である。

○大竹委員

小樽市ではそれがゼロだということか。

○(環境)管理課長

処分料はそうだが、収集運搬手数料は費用負担してもらっている。

○大竹委員

何故、小樽市ではゼロにしなければならないのか。

○環境部長

有料だったものをゼロにしたのではなく、従前から徴収していないということである。

○大竹委員

一般廃棄物の処理責任者は排出者であるのに、何故そこに費用負担をさせないのか。それでは責任者に責任を負わせていないことになる。早く桃内処分場が満杯になれば、また新たな処分地を探さなければならず、それだけ余計に税金を使わなければならないということだ。しかし、なかなかそうはいかないだろう。各事業所にも説明したというが、そこまでいって何故実現できないのか。

○(環境)管理課長

事業系廃棄物の埋立処分手数料についても徴収するとの立場で、計画しているところであるので、事務方としてもその方向で進めていきたい。

○大竹委員

部長と課長の答弁はかみ合っていないのではないか。

○(環境)管理課長

部長の言うところは、市長の政治的判断が今秋決定するということであり、事務方としては実施計画の中にあるとおり進めていきたいとの方向性を持つものである。

○大竹委員

天神にリサイクルセンターを建設するため 2 億 5,000 万円を支出する際、平成 15 年にはリサイクルセンターをこちらに移すとの答弁が以前あったが、それは可能なのか。

○環境部長

基本計画ではリサイクルプラザを焼却場に先行してつくるという中でそのように説明したと思うが、その後の様々な情勢変化があり、廃棄物処理法にいうところの基本計画自体を見直さなければならない状況にある。その中で、15 年あるいは中間処理施設の 18 年も含めてどのような取り扱いをしていくか、有料化とともにもう一度仕切り直しで、方向性を早急に再編成しなければならないと考えている。

○大竹委員

以前の答弁にあった内容は改めて仕切り直しということか。

○環境部長

従前通りにはなかなかいかないだろうということである。

○見楚谷委員

天神焼却場について

ダイオキシンの 3 次規制をクリアできないということで、炉を止めるか、大規模改修するしか方法はないと思うが、現在どの程度の段階まで検討されているのか。

○(環境)管理課長

平成 14 年 11 月末までに 3 次規制をクリアしなければならないが、現段階では、大改造するとすればどのような手法があるか、どの程度の費用がかかるか、ランニングコストはどの程度か、ということを検討している。

○見楚谷委員

あと 3 年しかなく早急に結論を出さなければならない。しかし、仮に炉を止めた場合、これまで焼却していた分も来年から供用開始される桃内処分場に埋立てることになる。大規模改修するとどの程度の費用がかかると試算しているか。

○環境部長

改修に 4 億円、さらに維持管理に年間 2,000 万円と見積もっている。環境部段階の考えではあれもこれもというわけにはいかないと思う。国もリサイクル中心へゴミ処理方針の軌道修正をしているので、それも念頭に入れ、また、新しい廃棄物処理施設・焼却場との関係の中で最終的に天神焼却場の取り扱いを判断していきたい。

○見楚谷委員

このままでは新たな埋立処分場が予定より早くパンクしかねないのではないか。

○環境部長

環境部的な整理からすると、先延ばしではなく前倒しをしなければならないと考えている。その意味で見直しをしなければとの問題意識はある。

○見楚谷委員

厚生省から家庭系ゴミの回収有料化を検討する旨の文書が出たが、把握しているか。

○環境部長

省内のプロジェクトチームにおいて、循環型社会を志向し、焼却処理の前に再資源化・リサイクルを優先しようという方向の報告書が作成された。その中でご指摘のような記載があり、現在、生活環境審議会の廃棄物部会で議論されている最中である。

○見楚谷委員

方向性を明らかにする目処は 9 月と聞かすが、6 月に同部会で報告が出された。それによると、区分の見直しの中で家庭系・産廃の別なく同じ処理場で扱う方向で検討したいとある。そうすると、当然有料化が大前提になるのではないか。

○環境部長

同じゴミでも出所により家庭系・事業系・産廃と分けるのを主観主義というが、そうではなく、同じものは同じところで処分してよいではないかという趣旨と思う。その場合、料金との関係がどうなるのか、取り扱いにもよるが、処分がそうなったからただちに収集運搬の段階までそうなるというわけにはいかないと思うので、ただちにこのことから家庭系ゴミを有料化することにはならない。

○見楚谷委員

家庭系と産廃では現行法上扱いが別である。しかし、法も変えていかなければならないし、市もその流れに従っていかなければならないと思うが、基本計画にはそのことが含まれていない。今後どうしていくのか。

○環境部長

伍助沢廃棄物処理場では、家庭系が45,000～50,000トン、事業系がほぼそれを上回る程度、あわせ産廃(一般廃棄物と合わせて処理する産業廃棄物)が13,000トン処分しているが、現在料金を徴収しているのは、あわせ産廃のみである。

○見楚谷委員

家庭系ゴミを有料化するには産廃処理法を改正しなければならないと聞くがどうか。

○環境部長

家庭系ゴミの有料化に際しては、法律改正は必要ない考える。現行法の下で、室蘭市が昨年10月から取り組んでいるし、他町村でも実施しているところはある。

○中村委員

分別収集モデル事業について

平成8年度からスタートし、10年度は5地区12,000世帯で年間271トン回収実績をあげていると聞く。この3年間を通して浮彫りになった問題点や課題は何か。

○(環境)品田主幹

まだ総括的な取りまとめは行っていない。これからモデル地区へのアンケート調査を実施し、地域住民の意見を聞いていきたい。

○中村委員

先日、JC有志が出されたゴミの中身を調査したと聞く。市では、ゴミの分別率がどうなっているか把握しているか。

○(環境)管理課長

平成7年度にゴミ分析を実施した。望洋台地区では、可燃ゴミが約90%、不燃ゴミが50%であった。稲穂地区では、可燃ゴミが81%、不燃ゴミは40%程度であった。

○中村委員

来年度から全市的に展開されるが、その場合の予想される回収量は何トン程度か。

○(環境)品田主幹

67,000世帯で1,400トン程度と見込んでいる。

○中村委員

さらに回収率を上げていかなければならないが、現在の人員数で全市展開に対応できるのか。施設規模も現状で大丈夫なのか。

○(環境)品田主幹

人員配置は強化していかなければならない。また、施設については、ストックヤードの確保が必要と考える。

○中村委員

具体的に、何人増やし、どの程度拡充しなければならないと検討しているのか。

○(環境)品田主幹

現段階では具体的検討はしていない。

○環境部長

現在、収集業務を直営と委託の併用で行い、選別業務を委託で行っているが、そのままの体制で今後も進めていくのかも含めて、現場で検討中である。

○中村委員

モデル事業では、ゴミ袋をどの程度支給しているのか。

○ (環境)品田主幹

全市実施に向けては、中身を確認できる透明あるいは半透明の袋を考えており、モデル事業のような袋の供給は考えていない。

○環境部長

モデル事業では 2 種類配布しており、1 つにはビン・缶を、もう 1 つには紙パック・ペットボトルを入れてもらうこととしている。月 2 回なので基本的に計 4 枚を支給している。12,000 世帯分なので、袋の代金だけで 400～500 万円かかる。また結果的に袋の処理も膨大になるので、全市展開に際しては、札幌市のように各家庭で袋を用意してもらい、市にも市民にも負担がなるべくかからないような手立てを講じていきたい。

○中村委員

全市民の理解や周知徹底を図っていかなければ、分別率の低下や様々な混乱が危惧される。啓発・啓蒙活動に当たり、どのようなスケジュールをもって臨むのか。

○ (環境)品田主幹

まず、町会幹部役員を対象にした説明会、次に各町会ごとの住民説明会、さらに全戸配布のチラシ作成、ゴミゼロ広報の作成、各地域へのポスターの掲示、収集カレンダーを作成し全戸配布したいと考えている。

○中村委員

まずそれらを徹底してほしい。一方で、将来的にはさらなる前進もまた、自治体に求められていると思う。3 月には環境庁の中央環境審議会において、recycle よりもむしろ、reduce（発生抑制）を政策の最優先順位にしているとの提言がされている。また、6 月 14 日の通産省の産業構造審議会でも循環型経済システムが志向されている。reduce を経済政策に位置付けて、産業構造の転換・活性化を図っていくというビジョンが示されている。日本は他の先進国と比べ 10 倍も排出していることを考えても、国まかせではなく、自治体・企業・市民も知恵を出し合わなければならない。そのためにもゴミ有料化や事業者拡大生産責任といった考え方も取り入れていかなければならないと思う。さらに消費者の意識改革も大切であり、その面からも課題克服に努力してほしい。

○環境部長

ご指摘のようなことが非常に大切だと思う。現在の廃棄物処理は結局のところ対処療法に終わっており、やはりゴミを作り出さないことが一番大切である。その中で、自治体としてどんなことができるか、難しい面もあるが、単に出さないようにしましょうという掛け声では成功しないので、国や道の動向も見ながら、できることから手掛けていきたい。

○中島委員

介護保険について

要介護認定はコンピュータによる 1 次判定の後、認定審査会による 2 次判定が行われるが、全国のモデル判定では、実際の介護実態よりも介護度が低く出るとの問題が発生している。本市のモデル事業では、1 次判定と 2 次判定とに差が生じた例はあったか。

○介護保険課長

全 96 件中、17 件に違いが見られた。

○中島委員

具体的に介護度にどのような変化があったのか。

○介護保険課長

17 件中、2 件は再調査となり今回介護度は認定しなかった。残り 15 件のうち、介護度が上がったのは 9 件、下がったものが 6 件である。

○中島委員

コンピュータによる 1 次判定は実態を反映しづらいとの指摘があり、厚生省も 4 月にソフトを一部修正している。しかし、だからといってコンピュータ偏重の問題は解消されておらず、審査会の 2 次調査の役割は非常に大切である。今後どのような計画で認定作業を進める予定なのか。

○介護保険課長

10 月から調査開始し、申請から 1 ヶ月以内に認定結果を出す予定で、10 月下旬から 3 月まで行う。スムーズな作業のため、まず地区ごとに順次進める予定である。1 回につき 45 件、延べ審査回数を 100 回として、審査会を開催していきたいと考えている。

○中島委員

モデル事業では、1 件当たりの審査時間は平均 5 分と聞くが、本市ではどの位と見込んでいるのか。

○介護保険課長

事前に各委員に資料を配布して効率的な審査会運営を図ることによって、1 件あたり約 4 分と考えている。

○中島委員

1 次と 2 次で 15 件もの変更があったのだから、そのような場合にも 4 分で足りると考えているのか。

○介護保険課長

長いものでは 10 分位かかるし、各委員間で問題がなければ 1 分程度のものもあると思う。ケースバイケースである。

○中島委員

果たして 4 分が適切なのか大いに疑問であるが、スタートしてみなければわからない側面もあり、人数の多寡もここでは一概に議論できないが、目的が十分な審議による適切な審査にあるのだから、そのための時間設定をすべきである。

認定審査会委員の構成について

どのような方々をメンバーに考えているのか。

○介護保険課長

平均 4 分としているが、実際はそれぞれのケースで十分な審議を尽くすことを旨としているので、ご理解いただきたい。

また、審査会の構成については、それぞれ専門的に審査判定する 5 つのグループに分け各グループに医師 2 名、歯科医師 2 名、薬剤師 1 名、保健福祉部門 2 名の計 7 名を配置し全体で 35 名の審査会となる。

○中島委員

7 名のうち 4 名がドクターというのは偏りがあるのではないかと。もっと地域や患者の実情を把握している人、例えば福祉のメンバーを参加させるべきである。我が党は、コンピュータ偏重の認定はやめて、家族・住宅・経済状況など生活実態を総合的に判断できる方法に改めるべきと主張している。

ホームヘルパーの進捗状況について

ホームヘルパーの整備については遅れており、このままでは介護保険に基づくサービスの提供に当たり非常に危惧されるが、今後の計画はどのようになっているのか。

○福祉部長

これまでに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定委員会を 2 回行っているが、その中の論議を踏まえて整備期間・方法を模索し、この計画の中に位置付けていきたい。

○中島委員

ゴールドプランは 2000 年が目標である。残り 6 ヶ月足らずでこれをどのようにして達成していこうと考えて

いるのか。

○福祉部長

実情に合わせ、需要動向も勘案しながらホームヘルパーを増やしてきたので、今年度は増員の予定はない。

○中島委員

ホームヘルパーはこれ以上は必要ないと判断しているのか。

○福祉部長

あくまでも需要動向を勘案した上での判断である。

○中島委員

ヘルパーの進捗率は 65.2%だが、在宅支援でホームヘルパーを重点に置こうとするならば、24 時間ヘルパー制を当然考えていかなければならないが、そうした計画はないということか。

○高齢社会対策室長

ヘルパーの問題を含めて、今後の介護保険事業計画でそれらを十分勘案しながら、場合によっては計画に盛り込んで対応していかなければならないと考えている。ただ、今 7 ～ 22 時の範囲でヘルパー対応しているが、実際は夜遅くの申込みはあまりない。しかし、今後もないとは言えないので、その点十分配慮しながら計画を策定していきたい。

○中島委員

ゴールドプランは介護保険実施にあたり最低基準のはずであり、それより多く提供するというならまだしも、少なくするというのは、そのサービスを希望する人はいないと見込んでいるのか。

○高齢社会対策室長

ゴールドプラン策定当初、目標値設定に当たり、いろいろな推定をしながら計画を立ててきた。ただ、実際には需要動向にもらみ合わせて進めてきており、目標より少ない場合も中にはあるし、多いものもある。

○中島委員

市の高齢者実態調査でも、在宅の方で今後利用したいとするサービスの中で最も多かった回答(36.3%)は、ヘルパー派遣であった。それなのに、需要がないとする根拠は何か。

○福祉部長

需要がないとしているのではなく、本会議の市長答弁にもあるように、来年の介護保険の実施に当たっては、ヘルパーやデイサービス等の拡大は一層必要になってくるものと認識しており、その趣旨を生かし、今後の議会での議論や策定委員会の意見も踏まえて進めていきたい。

○中島委員

今年度予算では 3 名となっているが、年度途中であっても必要とあれば対応するものと考えてよいか。

○福祉部長

推移を見ながら検討したい。

○中島委員

特別養護老人ホームについて

達成率は 100%だが、333 名の待機者がいる。本会議で、市長は「特養待機者の 8 割以上が老健施設入居者であり、病院入院中である。これらの実態なども配慮しつつ施設サービスの整備を進める」と答弁しているが、具体的な内訳を把握しているか。

○高齢福祉課長

333 名のうち、老健施設に 120 名、病院に 159 名、身障者施設に 1 名、在宅 42 名、養護老人ホーム 9 名、救護施設 2 名となっている。

○中島委員

80歳以上は何人いるのか。

○高齢福祉課長

把握していない。

○中島委員

必要度・緊急度の問題から考えても、高齢者には速やかな対応が求められる。特に80歳以上の待機者の実情を把握して報告してほしい。先日、緑町に住むあるお年寄りのお話を聞いた。この方は70歳で90歳の母親の面倒を見ていたが、特養に申し込んだが入居まで3年待ったという。その間兄弟4人の年金から母親の老健施設の費用を出してきた。

ようやく特養に入れることができて本当に助かると言っていた。市民にとっては、料金の高い施設ではなく、所得に応じた支払で安心して最期まで過ごせる特養への入所希望は、大変強い。この点をぜひとも勘案してほしい。

また、現在施設や病院にいない人を対象にするとしても、40～50人程度が特養入所を待っている状況であり、この面で何らかの緊急的な対応が必要ではないか。

○福祉部長

自治省から提示されている補助制度も確かにあるが、目標値が達成されている状況では認可されないだろうと考えている。したがって、在宅充実の方向で考えていきたい。

○中島委員

基準は達成したというが、その基準は実態に見合うよう見直していくと言ったではないか。ホームヘルパーについては実態に合わせて少なくし、特養については、実態は実態だけでも決められた数だからと言うのでは、矛盾していないか。

○福祉部長

ヘルパーは需要動向に合わせていくが、特養は目標値が達成されているのでなかなか認可されないという現実も一方にはあるので、今後については在宅サービスを充実させることにより、ご指摘のようなことのないように努力していきたい。

○北野委員

目標は達成したというが、待機者333人は市の窓口が特養に入所が必要だと判断した人達である。つまり目標が実態に合っていなかったのだから、特養ホームの新設・増床を考えるのが当然ではないか。

○福祉部長

現実問題として、特養の目標値は達成されているので、我々としては、在宅に力を入れていきたいと考えている。

○北野委員

納得はできない。

○中島委員

在宅で待っている42名については、内容を明らかにして対応をしていくべきである。

4月21日付、介護サービス基盤の緊急整備に関わる財政措置について自治省通達が出されているが、市の意見はどうか。

○福祉部長

確かに来ているが、現実に小樽市としては目標値が達成されているので採択の可能性はないので、在宅の部分を何とか充実させていきたいと考えている。

○中島委員

通達には定員30人未満の特養ホームの新設事業も提案されている。部長の答弁では、このような小規模の特養

の建設を希望する者が民間でいたとしても、市としては認められないということか。

○福祉部次長

北海道保健福祉計画の中で後志域内の調整がされ、平成 6 年当時小樽市は 330 床と設定された。全道の特養ホーム数は全国平均を上回っており、このような通達はあったが、道としても増設が困難であると思う。

○中島委員

ゴールドプランは達成されたが、実態としてはまだ不十分な部分があるということを、市として意見を述べるべきではないか。その上で計画を修正して対策を講じてこそ、市民の立場に立った政策ではないか。

○福祉部次長

平成 6 年当時、もっと多くの数を要求したが、道内・管内調整の中で 330 となった。

「介護保険」発足の動きが出てきた際、平成 11 年・12 年度小樽市は足りないので枠外で認めてほしい旨後志支庁にも話したが、全道的には目標未到達の地域もあるので待つという経緯もあった。

○中島委員

介護保険のサービスを受けるに当たり、現在福祉サービスを受けている方々の負担がどうなるのか。例えば「自立・要支援」と認定された場合、施設サービスは受けられないことになっているが、現在特養入所者・老健入所者で介護認定により「自立・要支援」と認定されて施設を出ていかなければならないのは何人いるのか。

○介護保険課長

実態調査の結果を踏まえ、国の換算表に基づき推計したところ、特養においては、「自立」が 0.8 人、「要支援」が 22.4 人、合計 23.2 人となり、高齢者に対する割合は 0.56% となる。同様に、老健においては 8.9 人、37.7 人、合計 46.6 人で 16.8% となる。ただ、今後スタートする介護認定の結果とは直接リンクするものではない。また、特養の場合は 5 年間の経過措置がある。

○中島委員

デイサービスやホームヘルパーの提供を受けている人で、該当外となるのは何人か。

○介護保険課長

「自立」の認定される見込みが 189.3 人で 0.56% と推計している。

○中島委員

共産党資料にある府中市の例では、介護認定を受けて提供されるサービスは 31 万円だが、実際今を受けているサービスは 54 万円と非常に開きがある。モデル事業対象者の 9 割が介護保険によって受けるサービスが現在より下回ることが明らかとなった。同程度のサービスを受けたいなら自己費負担を余儀なくされる。深刻な実態と思うが、市はこうした調査を行っているか。

○介護保険課長

行っていない。

○中島委員

市民にとって大変心配なことなので、至急実態調査をすべきではないか。

○介護保険課長

モデル事業で 2 年間、体調のすぐれない中、調査に協力していただいた経緯もあり、重ねての協力を得られるかどうか即答できない。

○中島委員

今回アンケートをとった中身からでも、現在を受けているサービスの洗い出しと介護認定の実態を当てはめることは可能だと思うので、1 例でも 2 例でもよいから速やかに報告してほしい。

○高齢社会対策室長

どのような形でできるか検討してみたい。

○中島委員

これまでの質問から、来年から介護保険がスタートするのにサービス提供は非常に厳しい状態だということが明らかになった。にもかかわらず、2000年から保険料の徴収は年金から天引きされる。サービスが揃うまでは徴収を延期すべきだと思うがどうか。

○福祉部長

制度の根幹でもあり、そのようなことは考えていない。

○中島委員

保険料をはじめ、市民の疑問を一日も早く明らかにしてほしい。また、保険事業計画がどこまで進んだか市民に知らせることを急いで行ってほしい。

○福祉部長

先程の特養の増設に関するご質問について、増設不可能というわけではなく、増設も含めて、今後の策定委員会の中で検討していきたい。

○中島委員

母子世帯の児童扶養手当について

昨年の制度改悪で全国で約6万人の手当が支給停止となっている。全額支給でも42,370円、一部支給でも28,350円と、低所得の母子家庭にあってはまさに命の綱であり、支給停止は死活問題である。市内における支給停止件数は何件か。

○児童家庭課長

昨年8月から手当支給に当たり所得制限が実施され、受給者本人の一部支給の限度額と扶養義務者の一部支給の限度額が改正されている。これにより、本市では扶養義務者の所得限度額の改正により約70件が支給停止となっている。

○中島委員

今回支給停止された1件が、実態調査もなく父親との生計同一判断をされたとして、道に不服申立をしており、6月8日をもって支給停止処分取消決定がなされている。このケースは、母親本人の両親と同居していたが、扶養関係がないことが証明されたものである。窓口で扶養関係があるというだけで受け付けない、両親と暮らしているだけで受け付けないといった対応をしているのか。

○児童家庭課長

申請者からよく事情を聞き実態把握して、道と連携をとりながら認定に当たっている。

○中島委員

母子家庭というのは、昔は死別が多かったが、昨今の経済事情もあり、離別がかなり多くなっている。そして、住むところがなく、いきおい前の夫と同じアパートの一室を借りるとかということも起きてくると聞く。部屋別でも同一アパートなら受け付けない、あるいは親元で、親の収入があるから受け付けないということがあるとも聞くがどうか。

○児童家庭課長

ケースバイケースだが、まずよく事情を聞いて道と連携しながら対応している。

○中島委員

不服申立に対し、処分を取り消すことはなかなかないと聞く。今回のケースを参考にして、市の対応についても、実態を丁寧に聞いて、ふさわしい援助をしてほしい。

高島・赤岩保育所の存続方について

市長答弁に「地元で一本化というか、統合の合意が得られないと事業は進められない、住民の皆さんとよく話し合いをして、考え方を示していきたい」とあり、花岡道議の情報でも、地元の反対があれば困難だと道の担当者も言っている。現在、地元の署名も 887 筆提出されており、住民の合意が得られていないことは明らかであると思うがどうか。

○福祉部長

私も高島と赤岩のそれぞれの利用者との話し合いに出席した。いろいろ要望が出たが、意見を持ち帰り、できること・できないことを整理して、また後日話し合いをしたいということで戻ってきた。したがって、我々は合意を得られるよう、誠意を持って話し合いを進めていきたいという考えでいる。

○中島委員

合意が得られていないとは考えていないということか。

○福祉部長

2 回とも、意見を聞くという形でお話を聞いてきたところでなので、今後、その要望に応えられるかどうかも含めて誠意を持って話し合いを進めていきたい。考え方を示していきたいと市長が答弁したのは、それらの要望に対して、できること・できないことを協議した上で、誠意を持って話し合いをしたいということである。

○中島委員

合意なしに決めることはありえないと考えてよいか。

○福祉部長

合意を得られるよう最大の努力をしたいと考えている。

○北野委員

それでは話が違う。市長の答弁を超えている。あくまでも市の考えを押しつけるということか。合意を得られない場合どうするかと聞いている。

○福祉部長

市長から答弁しているのは、合意が得られないとなかなかこの事業は進められないということで答えている。合意が得られないとこの構想が空中分解してしまうので、そうはならないよう、話し合いを続けていきたいということなので、ご理解願いたい。

○中島委員

資料にあるとおり、高島保育所の入所児童数の推移を見ると、この地域における保育所の必要性については議論の余地がなく、ほとんど満度に入所している状況である。今の市の構想から言えば、この地域に保育所がなくなるということである。我々は保育所を新しくつくることには反対しないが、高島地域で子供を育てているお母さんたちが、この地域の保育所を利用し続けたいという願いにはどう応えるのか。

○福祉部長

例えば、今まで 10 ～ 15 分でこられた人たちが、25 ～ 30 分かかるとい話も承知しているので、このような人たちに、我々としてどのようなことができるのか、条件整備をしながら進めたいということであるので、ご理解いただきたい。

○中島委員

高島に保育所がなくても通えることを考えたいと聞こえるが、地域のお母さんの要求と署名に対する答えになっていない。合意が得られなければ事業は進められないという市長答弁に立ち戻り、また、働くお母さんを応援するという市長公約もあるので、子供たちが少ないこの小樽を何とかしようという願いに応えて、この保育所問題も、市の都合で推進するのではなく、地元の合意と納得を得られるような形を追求してほしい。

○福祉部長

市長も後段で、「よく話し合いをして、その上でまた考えを示していきたい」と答弁しているので、誠意を持って話し合いを続けたい。

○北野委員

子供が歩いて通うのに、20～30分で行けると考えているのか。親は15分か20分で行けるかもしれないが、子供の足ではもっとかかる。小さい子の手を引いていくのは冬道は特に大変である。高島街道線の上の方は非常に狭く、車との関係で危険もあるので、そのような点も考慮してほしい。また、市として、住民の話を2回聞いて、それを持ち帰り、できること・できないことを検討すると言うが、できないことというのは具体的にどのようなことを指すのか。

○福祉部長

できないことについて、即答することは差し控えたい。多くの項目があり、できること・できないことを今後持ち帰って検討させてほしいとお願いしている。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時45分

○佐久間委員

ホームヘルパーについて

今回の補正予算で3名分500万円が計上されたが、全体で何人になるのか。

○高齢福祉課長

平成9年度から77名体制である。ただ、今春までに退職者もあり、現在の人数は74名である。内訳は市職員が72名、在宅介護支援センターを設けている望海荘に委託している2名である。

○佐久間委員

予算説明の際には、77名にさらに3名増員すると聞いていたが、現在は何名なのか。

○高齢福祉課長

現時点で74名である。

○佐久間委員

予算説明の際の77名とはどのような数字だったのか。

○高齢社会対策室長

退職により欠員が生じて74名となっているが、77名体制で考えている。今年4月に社会福祉協議会から14人のヘルパーの移管を受け、勤務態様を合わせ効率的運用を図った中で現体制になっている。訪問件数が若干増えつつあるので、委託の形で3名増やそうということで予算計上している。

○佐久間委員

現在74名いて、3名分というのは退職した3名の補充ではないということか。

○高齢社会対策室長

退職分との考えではなく、あくまでも77名体制を意識している。今は、社協からの移管を受け対応しつつ、なおかつ今回、3名分の委託を考えている。これから訪問件数が増えてくれば、その状況を見ながら77名体制の中で当面对応していかなければならないと考えている。

○佐久間委員

3名分は補充ということか。

○高齢社会対策室長

補充するしないではなく、ケースの状況を見ながらそういう事態になればしていかなければならないと思う。

○佐久間委員

ホームヘルパーの目標数は今年度までに 118 名だったが、実績は 74 名と差がある。

この 118 名を設定する際の算定基準を示せ。

○ 高齢福祉課長

老人保健福祉計画を平成 6 年 3 月に策定した際、厚生省の示した算出方式により、目標年度である 11 年度の要介護高齢者を 1,141 人、虚弱高齢者を 1,716 人と想定した。これは、先程介護保険課長が要介護認定で在宅の方が 3,200 人と言ったが、これに相当する数字である。これを基に、国と道が示した過当たりのサービス提供水準、年間何週間利用するといった種類、実態調査に基づいて算出したサービス必要度を乗じて、全体の派遣回数を 73,835 回と算出した。これに 1 回当たりの稼働時間を 2 時間として掛けると、年間の派遣時間は 147,670 時間となる。これをヘルパー 1 人当たりの年間稼働時間を 1,250 時間と想定すると、118 人となる。

現在の 74 人との差については、当時国が示した過当たりのサービス提供水準では、要介護高齢者については 4 回、虚弱高齢者については 1 回として計算せよとなっていた。しかし、実際の派遣回数は現在平均で 1.5 回であり、その点が異なっているためと思う。

○ 佐久間委員

来年以降は、この「118 名」についてはどのように考えているのか。

○ 高齢社会対策室長

介護保険のスタートに合わせて、制度そのものが変わる。したがって、サービス量等についても、今後の高齢福祉計画策定の中で議論を進めて具体的にしていきたい。

○ 佐久間委員

ヘルパーは近々社協に移行すると聞くが、その場合、これから来年以降の目標数を検討するというが、その数はそのまま社協に移行されるのか。

○ 高齢社会対策室長

今までは市が措置としてヘルパーを派遣していたが、介護保険になるとサービスを選択する自由が発生してくるので、全く異なってくる。その中で、現在、市としてはヘルパーを社協に移管していきたいということで進めているが、具体的な形については今後話し合いながら詰めていきたい。

○ 佐久間委員

介護保険料について

65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料は、一般に厚生省の試算より高くなると言われているが、小樽市の場合はどうか。

○ 介護保険課長

作業の詰めの段階であり、まだ何とも言えない。

○ 佐久間委員

算定結果はいつ発表できるのか。

○ 福祉部長

常任委員会には示したい。

○ 佐久間委員

第 1 号被保険者の保険料は所得に応じた額になると聞くが、そのランク別はどのようになっているのか。

○ 介護保険課長

その世帯員の内、本人のみが市民税非課税の場合が基準額となる。生活保護受給者、老齢福祉年金受給者でかつ世帯全員が市民税非課税の方は、基準額の 50% となる。世帯員全員が市民税非課税の方は、基準額の 75% となる。前年の合計所得が 250 万円未満の方は 25% 増、250 万円以上の方は 50% 増となる。

○佐久間委員

第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決定され、合算されると聞くと、これはどのようなことなのか。

○介護保険課長

健康保険については、給料×定率で現在も算出しているが、この定率に介護保険分がオンされるものである。一方、国民健康保険については、所得割・資産割・世帯割・人数割の部分があり、介護保険料相当分を上乗せして算定することになる。

○佐久間委員

介護保険は、利用者とサービス提供者との間の契約になると思うが、高齢者にとり、その契約内容を十分に理解しないまま、契約を結んでしまう恐れはある。したがって、苦情や相談が市に多数持ち込まれてくるものと想定されるが、介護保険課ではどのような人員配置を考えているのか。

○介護保険課長

実態に合わせ、場合によっては嘱託職員の採用も検討しているが、当面は現実的に対応していきたい。

○佐久間委員

専門の窓口の設置も考えているのか。

○高齢社会対策室長

具体的な部分についてまだ詰めていないが、10月からの受付開始にあたり、その窓口と、それにあわせて相談を受けることを市民の皆さんに分かりやすくお示しすることが必要だと考えている。

○佐久間委員

介護サービスの内容が見え難い現状であり、高齢者が相談しやすい窓口が多ければ多いほど、寄せられた相談を通して苦情を吸い上げていくことも可能だと思う。また、事業者ごとのサービスに関する企画情報を交換するネットワークを創設することにより、悪質業者のチェックができると思うがどうか。

○介護保険課長

事業者情報については、道においてもインターネットを通じて周知を図り、我々保険者にもそうした情報を流すことになっている。また、我々としても市民周知を図るため、必要に応じて、被保険者証送付時などに情報提供していきたい。

○佐久間委員

市民熟知度のアップを図るために、今後、広報おたるや地域・町内会への懇談会開催を考えているというが、市民の認知情報度調査をすべきと思う。市民にまだまだ情報が正確に伝わっていないので、無用な混乱を招くことのないようにすべきと思う。見切り発車はすべきでないと思うがどうか。

○高齢社会対策室長

制度自体が流動的であったこともあったが、これまでの市民PRが十分であったとは思っていないので、これからきちんと市民に分かりやすい形で情報提供していかなければならないと思う。方法としては、広報おたるに毎号関連記事を掲載していきたい。また、連合町会とも説明会の日程を調整中である。それらによる周知と併せ、各老人クラブや単位町会の希望があれば、出前説明会の開催も考えている。

○武井委員

介護保険について

社協から14人のヘルパーが応援に入ってもらって、漸く77名体制となっているがこの14名はもともと77名体制のために採用したわけではない。これではおかしいのではないかと。やはり、77名は確保すべきであると

思うがどうか。

118 名の算定基準を示したのは何時だったのか。来年 4 月には算定基準そのものが崩れるのではないか。その時「118 名」は変更するのか。

保険料をいつ示すのかと尋ねた際、8 月中旬とのことだった。しかし、今の答弁では明後日とのことである。金額を示せと言っているのではなく、国の標準値より高いか低いということだけを聞いているのに、明後日でなければ答えられないというのはおかしいのではないか。

道の調査では、「制度を知らない」「開始時期を知らない」を合わせると 60 % にも及んでいる。今後、説明会等開催するというが、質問もなく黙って聞いている人には分からない人も相当いる。何を基準に「分かった」と判断するのか。きちんとしたアンケート調査を行い認知度を把握して、過半数が「分かった」となってからスタートすべきであり見切り発車すべきではないと思うがどうか。

○福祉部次長

これまで、市の嘱託ヘルパーは日中、社協ヘルパーは夜間・早朝・休日と役割分担していたので非効率な面があった。今年 4 月から、社協ヘルパーを市職員とし、77 人体制で、7～22 時までより効率よく運営しようと努めている。これを時期を見て全面的に社協に委託するべく作業を進めている。

当初予算で 77 人体制の予算を議決いただき、需要が逼迫してきたらいつでも 3 人補充したいと考えている。今回補正をお願いしている分は、それとは別に、特養ホーム「はる」の設置条件となっていたヘルパーステーションへの委託分である。

平成 6 年 3 月のことである。当時は介護保険制度が全く表に出ていなかった。したがって、今後は介護保険に向けては、これとは切り離して新たな形で、サービス量等を算定していかなければならないので、数値の変化はありうると思う。

○福祉部長

高い、安いも含めて常任委員会までにお答えしたい。

○高齢社会対策室長

制度自体は 10 月からスタートするので、折を見て不明な点は確認しながら、進めていきたい。また、どの程度浸透しているのか、動きを見ながらまた国や道とも連携をとりながら把握していかなければならないと思う。

○武井委員

77 人で予算化しているのだから、74 人で進めるのではなく、きちんと補充すべきである。また、小樽市内のサービス・施設は全国平均に比べて高いのか、低いのか。

○高齢社会対策室長

全国のサービスが十分明らかになっているわけではなく、国も全国的な集計をしようとしている段階で、それと並行して我々も作業を進めている。どんな形で国から公表されるか分からないが、それを見なければ何とも言えない。

○武井委員

道の発表や国が既に配布したパンフレットの内容から、市民はかなりの部分を当て込んでいる。市民を安心させるうえからも明らかにすべきではないか。

○高齢社会対策室長

道からも試算については見直しの知らせがきており、改めてその点のチェックをしなければならない。そうした最後の詰めを経て分かりやすく整理したうえで、お示ししたい。

○武井委員

市民は 2,500 円を念頭に置いている。それなのに、議会において保険料額もサービスもいまだに明らかにで

きないとは理解に苦しむ。

○高齢社会対策室長

サービスメニューについては法定されており、パンフレットにも掲載されている。それがどの程度のニーズがあり、どれだけ充足できるかという部分について、現在算定中であり、国も道も具体的にはなっていない。

○武井委員

これまでの答弁ではとても市民に開かれているとは思えない。今後も粘り強く質問していくこととする。

廃棄物処理手数料について

事業系産業廃棄物の処理手数料は平成9年10月に実施され、年間7,000万円もの財政効果をあげている。毎年この程度の効果をあげているのか。

○(環境)管理課長

平成10年の実績で、7,800万円程度の増収となっている。

○武井委員

どのようにしてはじき出した数字なのか。

○(環境)管理課長

歳入においての9年度決算額と10年度決算額の差が、7,800万円あったということである。

○武井委員

市長答弁では「し尿処理手数料及び廃棄物処理手数料の改定については、それぞれ平成元年、昭和59年に改定して以来据え置きで、処理原価と手数料の乖離が顕著になってきたので、秋頃までには結論を出したい」とのことであったが、それはいつ頃か。

○環境部長

部としては10月頃を目処としたいが、まず実施するかしないかの判断が先行する問題だと考える。

○武井委員

処理原価がバロメータになると思うがどうか。

○(環境)管理課長

毎年清掃事業会議の中で資料を作成し、全体的な経費について原価計算しているが、その際には、色々な算出方法があるが、単位あたりの直接原価から算出している。収集部門については、12,809円/トンの処理経費がかかっている。処理部門については、焼却処理で14,086円/トン、埋立処理で2,438円/トンとなっている。また、し尿については、収集部門では8,524円/㌔㌔、処理部門で6,809円/㌔㌔、合計で15,333円/㌔㌔となっている。

○武井委員

これらを参考にして10月を目処に検討するということか。

○環境部長

改定するとして、処理原価に依拠するのも一つの方法だが、物価トレンド方式や道内10万以上の各市の平均等をも勘案して総合的に判断することも考えられる。処理原価のみで判断しようとは、少なくとも現段階では考えていない。

○秋山委員

介護保険について

訪問調査について、在宅介護支援センターの運営事業を委託している法人等に委託したいとのことだが、まだ委託していないということか。

○介護保険課長

居宅介護支援事業者としてこれから指定を受ける業者に委託することになるので、現在在宅介護支援センターの委託をしている業者がその指定を受けたら委託をしたいと考えている。

○秋山委員

その業者は、指定を受けた際に十分な人数のケアマネージャーを確保しているのか。

○介護保険課長

現在有資格者は 5 人程度いると思うが、国の通達では経過措置として、調査については必ずしも有資格者ではなくても、介護支援センターで相談や援助業務に携わっている人でもよいとのことなので、概ね確保は可能と考えている。

○秋山委員

1 カ所に 5 人いるのか。

○介護保険課長

支援センター全体で 5 人程度である。

○秋山委員

12 ～ 13 人必要だというのに、5 人程度で本当に足りるのか不安が残るかどうか。

○介護保険課長

従来、支援センターでは専門職が 2 人ペアになるのが原則であるが、それにプラスしてもらえないかということも含めて、委託先をお願いしていきたい。

○秋山委員

介護される側に立てば、ケアマネージャーのさじ加減で認定度が決まるという大切なところであり、任せることに不安を持っていると思うがどうか。

○介護保険課長

委託にあたり、調査員に対し訪問調査の意義・重要性を含めて十分に研修し、法人代表者に対しても十分話して、信頼関係を築いていきたい。

○秋山委員

公平な調査を図るためには、まず十分な説明をするというが、加えて、不正があれば指定をはずすとの指導も研修には含まれているのか。

○介護保険課長

85 項目の調査内容それぞれについて留意点があるので、それら設問の趣旨を十分に研修していきたい。

○秋山委員

研修の中でお互いに質問を出し合いながら理解を深めることができるのか。

○介護保険課長

基本的にそのとおりである。

○秋山委員

「高齢者の支援等にあたっている者がケアプラン作成することが適切と考える」との市長答弁だが、具体的にはどのような者を指すのか。

○介護保険課長

主に介護支援センターの職員を想定している。普段から高齢者と接し、よくその事情を把握している者の方が、スムーズに適切なプランを作成できると考える。

○秋山委員

訪問調査とケアプラン作成は一貫してその業者が行うことになるのか。

○介護保険課長

訪問調査は市の事務であるので委託という形になる。居宅介護支援事業者は委託ではなく、その法人の主体性のもとに行われるということである。

○秋山委員

介護保険料の徴収について

現行の健康保険と合わせて徴収されると思うがどうか。

○保険年金課長

第 2 号被保険者については、現行の医療保険料に上積みされて徴収されることになる。

○秋山委員

現在の国保料の収納率はどの程度か。

○保険年金課長

世帯主が第 1 号被保険者の場合 98.3%、第 2 号被保険者の場合 87.78%、40 歳未満の場合 71.46% である。

○秋山委員

支払できない主な理由は何か。

○保険年金課長

所得が低いことによる。

○秋山委員

保険料が支払えなくなると、介護保険制度ではどうなるのか。

○保険年金課長

保険料または一部負担金の減免制度について、現在、国において想定しており、今後示されるものと思う。その他にも、国保料同様に軽減制度(7割・5割・2割)についても想定されている。これらにより、低所得層の負担は相当軽減されるものとする。

○秋山委員

未納・滞納には制裁処置があると聞くが、どうか。

○介護保険課長

第 1 号被保険者(65 歳以上)に対するペナルティーとしては、1 年間未納の場合は、まず一度全額納付してもらい、その領収書をもって納付の特例とする。なおも納付がない場合は、保険給付の一時差し止めとなる。

○秋山委員

第 2 号被保険者(40～64 歳)の場合、保険料が上乗せされ、支払えなければ医療保険も受けられなくなる。また、第 1 号被保険者の場合、過去の未納についてはその期間と同じだけ 7 割給付・3 割負担になる。こうしたかなり厳しい処置が講じられている分、市にとって負担になるのではないかと。

○介護保険課長

介護保険特別会計では、未納に対する施策として財政安定化基金を道が設置し、収支が均衡しない場合は、その半分を基金から交付される。残り半分は次期 3 年間へ繰り延べして、次期保険料に上乗せして収支均衡を図るシステムになっている。

○秋山委員

保険給付が止められた場合、家族はどうなるのか。

○保険年金課長

国保については、現在、資格証明書の制度のみであり、介護保険ほどの制裁規定までは示されていない。ただ、

今後同程度まで改正されるかもしれないとの情報もある。

○ 秋山委員

現在、国保料の徴収業務に大変な労力をかけているが、介護保険料によってどのような影響があるのか。

○ 市民部長

滞納すると給付に影響するが、40～64歳で介護対象者となる出現率は5%・700人程度と見られ、国保料滞納による給付差し止めの影響を受ける方はそう多くはないと見ている。ただ、介護保険分がオンされることによる賦課及び徴収作業の増大、苦情処理の増大はあると思う。

○ 秋山委員

結核感染者の増加について

学校や病院内の集団感染が報道されているが、小樽市内の状況はどうか。

○ (保健) 予防課長

人口10万人あたりの新登録患者数いわゆる罹患率で見ると、平成8年までは順調に下降していたが、9年、10年と上昇傾向に転じている。具体的には、平成7年が60名で8年には56名、9年には66名、10年には65名となっている。また、2年前に中学校で集団感染が1件発生し、病院内で医療従事者が数名罹る等、我々としても大変心配しているところである。

○ 秋山委員

厚生省でも強化月間として文書送付しているというが、それを受けて市ではどのような対処をしているのか。

○ 保健所長

医療機関に対する周知徹底方について文書がきているので、近々、何らかの形で、病院や老人・福祉施設に対し注意を喚起していきたい。

○ 委員長

質疑終結。散会宣告。